技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

各 庁

出

先

機

関 般

平成二十六年十二月十五日

技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県訓令甲第二十三号

訓

令

目

次

号外第九十三号

平成二十六年十二月十五日

を改正する規則... の一部を改正する規則...... する規則..... 人事委員会規則七(六二 (初任給調整手当) の一部を改正 人事委員会規則七 三九 (初任給、昇格、昇給等の基準) 技能職員等の給与に関する規程の一部を改正する訓令..... 人事委員会規則七 訓 人事委員会 八 〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部 入 事 同 事 同 務 課 : 局 : L ベ \equiv

> 次のように改正する。 別表第二を次のように改める。 技能職員等の給与に関する規程 (昭和三十六年一月青森県訓令甲第一号) の一部を

別表第二 (第二条、第五条、附則第六項関係)

技 绵 類 鄉 浴 类 表

	Z Z	題の画の
333333333333333333333333333333333333333	号給	職務の級
123,900 125,800 127,700 128,700 131,500 132,500 133,500 134,600 135,400 137,400 138,400 138,400 141,900 144,200 144,200 145,400 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500 153,500	給料月額	1 級
175,000 176,500 178,500 180,900 183,900 183,900 183,900 183,400 194,300 194,300 194,300 195,500 196,700 197,90	給料月額	2 級
197,000 198,400 201,200 201,500 201,500 203,500 211,700 216,400 218,100 218,100 219,700 221,10	給料月額	3 級
249,500 252,200 253,500 253,500 253,500 253,500 253,500 263,500 263,500 263,500 263,500 263,500 263,500 263,500 263,500 263,500 263,500 270,400 271,60	給料月額	4 級
281,000 282,000 284,700 288,500 299,400 299,400 299,400 302,800 304,500 307,800 311,100 311,800 311,800 311,800 311,600 311,600 318,600 318,600 317,600 317,600 317,600 317,600 317,600 317,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600 318,600	給料月額	5 級

	再職外に任命を行る。 任意の 任意の 用いて には、 自然の には、
88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	188898888888888888888888888888888888888
206,500 207,700 208,400 209,100 209,900 210,200 211,600 212,300 213,700 214,400 215,100 216,500	166,300 169,800 171,500 174,800 177,600 177,600 177,600 177,600 180,500 181,900 182,500 187,200 188,300 189,500 191,700 192,800 193,900 193,900 194,700 195,000 197,100 198,10
255,800 256,300 257,000 257,500 258,600 258,600 259,500 260,000 260,000 260,000 261,200 261,400	219,600 222,700 223,300 224,500 225,600 225,600 225,600 231,600 231,600 235,100 235,100 237,500 237,500 238,700 238,700 238,700 241,800
286,700 287,400 288,200 289,800 291,800 291,200 291,300 292,700 292,700 293,100 293,600 294,100 294,600 295,600	247,700 251,800 251,800 253,200 254,400 255,700 255,300 261,600 262,800 263,500 263,500 263,500 263,500 271,000
315,800 316,300 317,100 317,600 318,100 318,300 318,700 319,500 319,500 320,300 321,100 321,400 321,400	289,700 291,300 292,200 293,200 294,100 295,100 296,100 296,100 297,800 299,600 301,200 301,200 302,700 302,700 303,500 304,900 307,800 307,800 307,800 311,300 311,300 311,300 311,300
	335,800 337,000 341,700 341,700 342,900 345,300 346,200 346,200 357,600 357,600 357,600 357,200
136 137 137 138 138 139 139 139 139 139 139 139 139 139 139	520 520 520 520 530 540 550 560 570 570 570 570 570 570 570 570 570 57
	217,200 218,400 219,600 220,200 221,100 222,100 223,10
271,500 271,800 272,100 272,200 272,500 273,500 273,200 273,200 273,500 273,800 274,100 274,200 274,500 274,500 274,500	262,400 262,600 263,200 264,500 264,100 265,400 265,400 265,400 266,200 267,200 267,200 268,200 268,200 268,200 268,200 268,200 269,200 269,200 269,200 269,200 269,200 269,200 269,200 269,200 269,200
310,000 310,800 311,800 311,200 311,500 312,000 312,400 313,200 313,400	296,800 297,100 298,500 298,500 298,500 298,500 300,500 301,700 302,200 302,200 303,400 304,500 304,500 304,500 305,300 306,800 307,400 308,800 308,800 308,800 308,800
	322,200 322,800 323,200 323,500 323,4100 324,400 325,100 325,400 326,000 326,300 326,300

附則

(施行期日等

下「改正後の規程」という。) の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。- この訓令は、公表の日から施行し、改正後の技能職員等の給与に関する規程

议

(平成二十六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

(施行日から平成二十七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

- (給与の内払)
- 支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて
- 前三項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

八事委員会

平成二十六年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

69 69 69 69 70 70 70 70 70 71 71 71 71 71 71 2 68 68 68 68 68 69 69 69 69 69 69 69 69 69 69 69 69	101 101 101 101 101 101 101 101 101 101	別表第七の警察職給料表昇格時号給対応表中 94 95 96 97 98 99 100 100 100 100 100 100 100 100 100	51 51 51 51 52 52 52 52 52 53 53 53 53 53 53 た数める。	68 69 69 69 70 70 70 71 71 71 71 71 72 73 74 I⊂ 51 51 51 51 51 51 51 52 52 52 52 52 52 52 52 53 53 53 53 53 54 54 54 55	別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中 69 69 70 71 71 72 73 73 74 75 を 73 74 75 を 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	する。
65 65 65 65 65 65 66 66 66 66 66 67 67 67 67 67 67 67 67	65 65 65 65 66 66 66 66 66 67 67 67 67 67 67 67 68	別表第七の教育職給料表⇔昇格時号給対応表中 62 62 63 63 63 64	38 39 39 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41	27 27 28 IC. 38 38 38 38 39 39 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 42 42 42	13 14 14 15 15 16 16 16 17 17 18 18 19 19 19 19 15 26 26 26 27 27 27 27 27 28 28 28 29	別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中 14 15 16 17 17 18
60 61 61 61 61 62 62 62	63 63 63 64 64 64 64 64	63 64 64 64 64 65 65 65		**E	25 26 26 26 26 26 27 27	18 18 19 19 19 20

93

この規則の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間において、 新たに給

における号給については、なお従前の例によることができる。認を得て号給を決定することとされている職員を除く。) の当該適用又は異動の日調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員 (個別に人事委員会の承料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の

るූ

人事委員会規則七

(初任給調整手当)

の 一

部を改正する規則をここに公布す

平成二十六年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

進

人事委員会規則七(六二 (初任給調整手当) の一部を改正する規則

別表を次のように改める。 人事委員会規則七 六二 (初任給調整手当) の一部を次のように改正する。

別表 (第六条関係)

	16,900	26,500	37,500	47,500	52,500	55,000	上35年未満	34年以
	17,600	39,700		71,800	82,300		上34年未満	33年以
	18,500	53,900	75,000	97,800	114,200		上33年未満	32年以
	19,400	64,300	90,200	115,700	135,900	153,000	上32年未満	31年以
	20,000	75,400	105,000	134,000	157,800	177,900	上31年未満	30年以
	20,400	86,000	120,000	152,000	179,700	202,700	上30年未満	29年以
	20,700	97,000	134,300	169,600	200,500	225,500	上29年未満	28年以
	21,500	107,300	148,600	186,900	220,900	247,900	上28年未満	27年以
	22,100	117,700	162,900	204,000	241,300	270,100	上27年未満	26年以
	22,700	128,700	177,300	221,600	262,100	292,800	上26年未満	25年以
	23,300	137,900	189,100	235,300	279,000	312,300	上25年未満	24年以
	23,900	147,600	200,900	249,200	295,900		上24年未満	23年以
	24,900	156,700	212,900	262,700	312,600		上23年未満	22年以
	25,500	166,500	224,800	276,700	329,800		上22年未満	21年以
	26,100	175,700	236,800	290,500	346,700	390,200	上21年未満	20年以
	27,500	177,300	239,400	293,800	350,700	394,600	上20年未満	19年以
	28,900	178,900	242,000	297,100	354,700	399,000	上19年未満	18年以
	30,300	180,500	244,600	300,400	358,700	403	上18年未満	17年以
	31,700	182,100	247,200	303,700	362,700		上17年未満	16年以
	33,100	183,700	249,800	307,000	366,700		上16年未満	15年以
6,000	34,500	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上15年未満	14年以
9,000	35,900	183,700	249,800	307,000	366,700		上14年未満	13年以
12,000	37,700	183,700	249,800	307,000	366,700	412	上13年未満	12年以
15,000	39,500	183,700	249,800	307,000	366,700		上12年未満	11年以
18,000	41,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412	上11年未満	10年以
21,000	43,100	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上10年未満	9年以
22,000	44,900	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上9年未満	8年以
23,000	46,700	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上8年未満	7年以
24,000	48,500	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	年未	6年以
25,000	50,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上6年未満	5年以
26,000	50,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上5年未満	4年以
27,000	50,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上4年未満	3年以
28,000	50,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上3年未満	2年以
29,000	50,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	上2年未満	1年以
30,000	50,300	183,700	249,800	307,000	366,700	412,200	未	1 年
3	3	_	4	u 注	2 / 建	- 企	Л /	期目の区ガ
3 頂職員	2 頂職員	#	工作	が経り	ر ش ا	- 1	職員の区分	豊田 /
]0		۷			7

爺 兆

1 この表において「1項職員」とは、第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは、同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは、同条第3項の職を占める職員をいう。条第3項の職を占める職員をいう。
2 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1項職員及び2項職員にあつては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあつては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
3 この表において「1種」とは、第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは、同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは、同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは、同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは、同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

手当)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七 六二 (初任給調整

公布する。

人事委員会規則七

八〇

(期末手当及び勤勉手当)の

一部を改正する規則をここに

平成二十六年十二月十五日

青絑県人事委員会委員長 寺 尾

の七十七・五以下」に、「百分の八十四・五」」を「百分の九十四・五」」に、「百 に、「百分の六十四・五以上百分の六十七・五以下」を「百分の七十四・五以上百分 五未満」に改め、同条第二項中「百分の六十四・五」」を「百分の七十四・五」」 の八十四・五」を「百分の九十四・五」に改め、同項第四号中「百分の六十四・五未 十四以上百分の八十三・五未満」を「百分の八十五以上百分の九十六・五未満」に、 を「百分の百二十二・五以上百分の百九十五以下」に改め、同項第二号中「百分の七 九十六・五以上百分の百五十五以下」に、 五以下」に改める。 分の八十四・五以上百分の八十七・五以下」を「百分の九十四・五以上百分の九十七・ 「百分の九十七以上百分の百九・五未満」を「百分の百八以上百分の百二十二・五未 人事委員会規則七 を「百分の七十四・五未満」に、 に改め、同項第三号中「百分の六十四・五」を「百分の七十四・五」に、 |十四条第一項第一号中「百分の八十三・五以上百分の百三十五以下」を「百分の 人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。 八〇 (期末手当及び勤勉手当) の一部を改正する規則 「百分の八十四・五未満」を「百分の九十四・ 「百分の百九・五以上百分の百七十五以下」 「百分

十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五 に改め、同項第三号中「百分の三十二・五未満」を「百分の三十七・五未満」に、 「百分の四十二・五未満」を「百分の四十七・五未満」に改める。 「百分の四十二・五超」を「百分の四十七・五超」に改め、同項第二号中「百分の三 第十四条の二第一項第一号中「百分の三十二・五超」を「百分の三十七・五超」に、

附

則

び勤勉手当)の規定は、平成二十六年十二月一日から適用する。 この規則は、 公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七

八〇 (期末手当及

進

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号 | (印刷所・販売人)

在 | 定価小口一枚二付十五円四十四銭号 | 毎週月・水・金曜日発行